

平成 14 年度優先物質の内分泌攪乱作用に関する試験結果の概要（案）

環境省では、「環境ホルモン戦略計画 SPEED'98」掲載の内分泌攪乱作用が疑われる物質について、平成 12 年度から順次、有害性評価を行っている。

平成 12 年度に 12 物質、平成 13 年度に 8 物質、平成 14 年度に 8 物質を選定し、人の健康及び生態系への影響を評価するための動物実験（哺乳類、魚類）と試験管内試験を実施してきた。

平成 12 年度に選定した 12 物質、平成 13 年度に選定した 8 物質、平成 14 年度に選定した 8 物質のうち、哺乳類を対象とした 2 物質及び魚類を対象とした 4 物質の試験結果については本年 7 月までに公表してきたが、今般、

平成 14 年度選定の 8 物質のうち、

・魚類を対象とした 2 物質の試験結果（残り 2 物質については試験を実施中）

を取りまとめた。

なお、哺乳類を対象とした残り 6 物質については試験を実施中。

1. 生態系への影響評価のための魚類を用いた内分泌攪乱作用に関する試験結果

次の 2 物質について、メダカを用いた「ピテロジェニン産生試験」及び「パーシャルライフサイクル試験」等の結果を取りまとめた。

p,p' -DDD、 p,p' -DDE

(1) p,p' -DDD については、用量相関性もなく低頻度で統計学的な有意差は認められない精巣卵が認められたものの、平成 14 年度に実施した精巣卵の程度と受精率との関連等に関する追加試験の結果を踏まえると、受精率に悪影響を与えとは考えられず、明らかな内分泌攪乱作用は認められなかった。

(2) p,p' -DDE については、魚類（メダカ）の女性ホルモン受容体との結合性が弱いながらも認められるとともに、用量相関的な肝臓中ピテロジェニン濃度及び精巣卵出現率の有意な高値が認められたため、今後、確定試験として環境中濃度を考慮したフルライフサイクル試験を実施し、その結果を踏まえて評価を行うこととする。